

## VII 延岡市立一ヶ岡小学校いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「延岡市立一ヶ岡小学校いじめ防止基本方針」を平成26年4月に策定しました。本基本方針については国及び地方の方針を参考に、改訂版として定めるものであります。

### 2 いじめの防止のための対策の基本的な方向に関する事項

#### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- 「いじめ」の行為に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。  
しかしながら、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あります。当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、確認する必要があります。ただし、このことは、いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を本校のいじめ対策委員会（以下、いじめ対策委員会）へ情報共有することは必要となります。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

#### (2) いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。また、全教育活動を通じ、いじめを生まない土壤づくりに努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子にでも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に 対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

### ① いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

ア いじめは深刻な人権侵害であるという観点から、全ての教育活動の中で、人権教育の充実を図ります。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。なお、道徳科において児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにしていきます。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、児童のストレス対処能力を育みます。

### ② いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期に発見し、早期の対応に努めます。

ア いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を実施します。「学校におけるいじめの実態把握に関する調査」において、「いじめられたことがある」と回答していた児童のうち、「現在もいじめが続いている」と回答した案件については、早急に追跡調査の実施及び報告をします。

イ いじめはアンケートや聴き取り調査等を行っても、見つけきれないものもあるという認識のもと、教職員は、日頃から全ての教育活動において児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報収集に努めます。

### ③ いじめへの対処

いじめを確認したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えばPTAや学校運営協議会委員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進したりすることが考えられます。

## 3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### (1) いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、毎月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急にいじめ対策委員会を開催することとします。また、児童会でいじめ防止の取組を話し合うなど、児童の意見を積極的に取り入れていきます。

#### 【構成員】

- いじめ不登校対策委員会  
全職員

- いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、その他関係職員

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成

- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

(2) いじめの防止等に関する措置 ※資料1 参照

① いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 特別活動等での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) いじめ防止や事案対処に関する校内研修等を実施し、教職員の資質向上を図ります。

- いじめに関する校内研修の実施
- インターネットに関する職員研修

(ウ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定
- SOS の出し方に関する教育（命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めるか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育）の実施

(エ) 教科や特別活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や特別活動、道徳の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- P T A 総会やマチコミ等での学校の方針説明
- 学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告

※ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

② いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※資料3、4参照  
イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。  
○ いじめの相談窓口（担任、生徒指導主事、養護教諭、SC等）の周知  
ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。  
○ 学校独自のアンケートの実施（月1回）  
○ 県下一斉のアンケートの実施  
エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。  
○ 職員会議での情報の共有  
○ 進級時の情報の確実な引き継ぎ  
○ 過去のいじめ事例の蓄積  
オ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局延岡支局、延岡市青少年育成センター、延岡市オアシス教室等、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携を図ります。

③ いじめに対する措置 ※資料5参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応  
○ 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。  
○ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。  
○ 教職員がいじめが疑われる行為やいじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに生徒指導主事又は管理職に報告し、いじめ対策委員会による組織的対応を図ります。

イ 情報の共有  
○ アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知するか否かいじめ対策委員会を開き、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査及び解決に向けた指導及び支援  
○ 速やかにいじめ対策委員会を開き、調査の方針について決定します。  
○ 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。  
○ 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。  
○ 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。  
○ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。  
○ 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ対策委員会で決定します。  
○ 事実関係が把握された時点で、いじめ対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。  
○ 職員と連携して組織的な対応に努めます。  
○ 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。  
○ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します

## いじめられた児童とその保護者への支援

### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 溫かい人間関係をつくる。

### 【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

## いじめた児童への指導又はその保護者への支援

### 【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行います。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、ていねいに説明します。

- 児童や保護者的心情に配慮する。
- いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### 【保護者同士が対立する場合などの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- 延岡市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

## いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかつたりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

エ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会、県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

オ 繼続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

カ いじめの解消の定義の明確化

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

● 【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

● 【被害児童が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があります。いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察します。

なお、いじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断します。

④ インターネット上のいじめへの対応

ア インターネットいじめとは

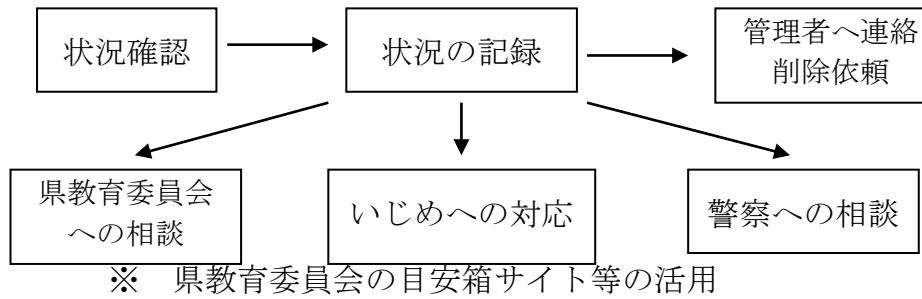
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ インターネットいじめの予防

- 「延岡市携帯電話、スマートフォン等の使用の指針」を活用しながら、フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科や特別活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

#### ウ インターネットいじめのへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、インターネットパトロールなどにより、インターネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



#### エ 延岡市携帯電話、スマートフォン等の使用の指針

携帯電話やインターネット利用に係る実態把握を行うとともに、「延岡市携帯電話、スマートフォン等の使用の指針」を活用しながら、対応・対策の在り方について周知を図ります。状況に応じて関係機関との連携も図ります。

### (3) その他の留意事項

#### ① 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ対策委員会を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### ② 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### ③ 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようになりますため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### ④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

#### ⑤ 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになりますため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### ⑥ 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

ア 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整
  - ・ 延岡市オアシス教室（33-0330）
  - ・ 青少年育成センター（0120-783-904）

イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉機関との連携

- スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- スクールカウンセラーの活用
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

⑦ 教職員の資質の向上及び人材の活用について

ア 全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにするためにいじめの問題に関する事例を取り上げた研修を実施したり、いじめが起こらない学校をつくるための人権教育の教育内容・実践方法等についての研修を充実したりして、教職員の資質能力の向上を図ります。また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用したり、生徒指導提要や県版資料「いじめ・不登校等諸問題への対応」等を参考にしたりするなどして、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進します。

イ 生徒指導に係る体制等の充実のために、必要に応じて延岡市オアシス教室指導員の派遣や、生徒指導支援員の配置の検討を行います。

ウ 教職員の不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意します。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図ります。

(4) 重大事態への対処

① いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市及び県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

② 重大事態の判断

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など

イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- いじめの有無や因果関係とは別に、児童や保護者の申立てがあった場合

③ 重大事態への対応（資料6参照）

いじめの重大事態が発生した際には、市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断します。市教育委員会が調査主体となる場合と学校が調査主体となる場合があります。個別の重大事態の状況に応じて調査組織を設置し、その際には、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保す

る必要性が高いため、専門的知識を有するSCやSSWだけではなく、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係を有しない第三者を加えた組織構成になります。

ア 学校の設置者が調査主体の場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査への協力

イ 学校が調査主体の場合

- 調査組織の構成

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、関係職員SCやSSWなどの専門家等、当該いじめ事案に関係する児童と直接関係のない第三者

- 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

・ 質問紙調査

・ 関係児童への聞き取り調査

- 調査による事実関係の確認及び加害児童への指導

- いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供

- 調査経過を市及び県教育委員会へ報告

④ 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

#### 4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針の点検と必要に応じた見直し

① 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

② 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

## 資料1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組みます。

		項 目	時 期
い じ め 防 止 の た め の 措 置	児 童 主 体	○ 異学年交流会の実施	通年
		○ 学級活動等での話し合い活動の実施	通年
		○ ボランティア活動の推進	通年
		○ 児童会による学校行事や集会の企画・運営	9月、 3月
い じ め 防 止 の た め の 措 置	教 職 員 主 体	○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○ 教育相談週間の設定	5月、 10月、 2月
		○ 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	・教科の単元計画に基づく ・情報モラル指導計画に基づく
		○ P T A総会やマチコミ等での学校の方針説明	4月
		○ いじめ防止や事案対処に関する校内研修	夏季研修等
		○ 学級通信等を活用したいじめの防止活動の報告	学期1回
		○ 参観日における保護者への説明等	通年
い じ め 見 め の の 措 早 置 期	い じ め 見 め の の 措 早 置 期	○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ・資料3、4参照	通年
		○ 教育相談週間の設定	学期1回
		○ 学校独自のアンケートの実施	毎月
		○ 県下一致のアンケートの実施	11月
		○ 職員会での情報の共有	通年
		○ 進級時の情報の確実な引き継ぎ	3月、 4月
		○ 過去のいじめ事例の蓄積	通年

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

## 資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
  - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要である。
  - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、組織で情報共有し組織的に対応する。
  - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる。

### 1 いじめの防止のための措置

#### 《学級担任等》

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### 《養護教諭》

- 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### 《生徒指導主事》

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

#### 《管理職》

- 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。（例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）

## 2 早期発見のための措置

### 《学級担任等》

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間や放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

### 《養護教諭》

- 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた場合は、その機会を捉え悩みを聞く。

### 《生徒指導主事》

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。

### 《管理職》

- 児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

## 3 いじめに対する措置（※別紙5「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

### （1）情報を集める

#### 《学級担任等、養護教諭》

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

#### 《いじめの防止等の対策のための組織》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- その際、得られた情報は確実に記録に残す。

- 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

## (2) 指導・支援体制を組む

### 《いじめの防止等の対策のための組織》

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担する。
  - ・ いじめられた児童やいじめた児童への対応
  - ・ その保護者への対応
  - ・ 延岡市教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。
- 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめの防止等の対策のための組織」でより適切に対応する。

## (3) -A 児童への指導・支援を行う

- 「いじめの防止等の対策のための組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

### 《いじめられた児童に対応する教員》

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を解消する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

### 《いじめた児童に対応する教員》

- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

## 《学級担任等》

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

## 《いじめの防止等の対策のための組織》

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

### (3) – B 保護者と連携する

## 《学級担任を含む複数の教員》

- 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 資料3

### 1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	<input type="radio"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="radio"/> 教職員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="radio"/> 体調不良を訴える。 <input type="radio"/> 身体に傷や殴られた痕がある。 <input type="radio"/> 表情が暗く、どこかおどおどしたりふさぎ込んだりして元気がない。 <input type="radio"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
授業中	<input type="radio"/> 教職員が教室に入室後、遅れて入室してくれる。 <input type="radio"/> 保健室・トイレに頻繁に行くようになる。 <input type="radio"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="radio"/> 机周りが散乱している。 <input type="radio"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="radio"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="radio"/> 発言すると嘲笑される。 <input type="radio"/> 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
給食中	<input type="radio"/> 一人だけ机を拭いてもらえない。 <input type="radio"/> 給食当番からついでもらえないかったり、自分が給食当番のときに受け取ってもらえないかったりする。 <input type="radio"/> グループで食べるときに机を離されたり、会話に入れてもらえないかったりする。 <input type="radio"/> 給食をよく残すようになる。 <input type="radio"/> 給食のおかずやデザートを友達からとられることがある。
休み時間	<input type="radio"/> 用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。 <input type="radio"/> 一人でぽつんとしたり、所在無くうろうろしたりする。 <input type="radio"/> 特定のグループと常に行動をともにする。 <input type="radio"/> 衣服の汚れが目立つ。
清掃時間	<input type="radio"/> 一人で清掃している。 <input type="radio"/> 後片付けをいつも一人でしている。
放課後等	<input type="radio"/> 憂てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="radio"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 <input type="radio"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。

### 2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="radio"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="radio"/> ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="radio"/> 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="radio"/> 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

## 資料4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

#### サイン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の児童の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

#### サイン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそぞ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭をほしがる。

## 資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

### ア いじめの発見

アンケート調査	本人からの訴え	当該保護者からの訴え	担任等による発見
---------	---------	------------	----------



管理職・生徒指導主事へ報告  
※いじめ対策委員会  
開催有無の決定



### イ 情報の共有

いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、関係職員

『いじめ認知の実施』



教育委員会への報告

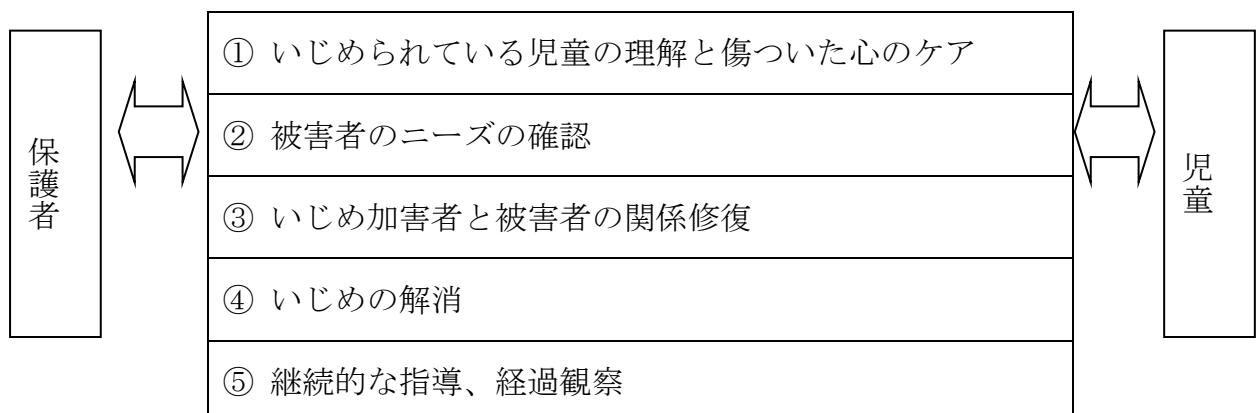
重大事態に関して、延岡市、宮崎県教育委員会へ報告

いじめ不登校対策委員会（月1回実施）

構成員：全職員

※職員会や終礼等でも情報共有

### ウ 調査・事実確認の実施及び解決に向けた指導、支援



### エ 関係機関との連携

学 校



教育委員会

保護者

警察

地域

関係機関  
(SSW・SC)

## 資料6 いじめ重大事態への対応

### ① 重大事態の発生

- 学校は市教育委員会に重大事態の発生を報告

#### 【重大事態の判断】

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合  
(年間の欠席30日程度)
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があつたとき

### ② 市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

#### ア 市教育委員会が調査の主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

#### イ 学校を調査の主体とした場合

